

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少する世帯に係る国民健康保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少する世帯で、一定の要件に該当する場合、国民健康保険料が減免されます※。

※減免される場合、年額での減免となりますが、申請・減免決定以降の保険料から反映されます。

対象となる世帯

1. 感染症により、**主たる生計維持者^{注1}**が死亡、又は重篤な傷病（長期入院を伴う等）を負った世帯
2. 感染症の影響により、**主たる生計維持者の事業収入等（給与収入・事業収入・不動産収入又は山林収入）の減少が見込まれ、以下の「要件」すべてを満たす世帯**
※事業等の廃止や失業も含む。

注1：主たる生計維持者…国民健康保険に加入している世帯の「世帯主」のこと。ただし、その世帯の生計が、世帯主以外の同じ世帯内の誰か（一人）の収入で維持されている場合は、その本人

要件

(1)は「収入」です。(2)(3)は「所得」（控除前の金額）です。

- (1)主たる生計維持者の令和4年の事業収入等が、**令和3年と比べて30%以上減少することが見込まれること。**
- (2)主たる生計維持者の**令和3年の所得の合計額が1,000万円以下**であること。
- (3)主たる生計維持者の事業収入等で、**減少が見込まれる事業収入等以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下**であること。

※令和3年の所得が0円以下の場合は、減免の対象ではありません。

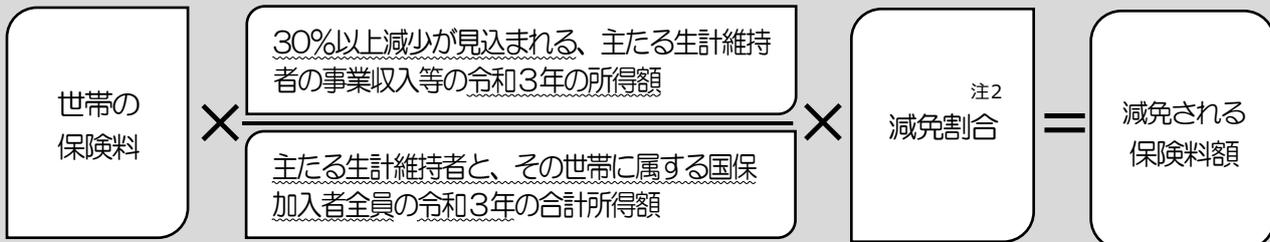
減免対象保険料

令和4年度分の国民健康保険料で、納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までのもの

減免される金額

上記「対象となる世帯」1 … **全額免除**

上記「対象となる世帯」2 … **次のとおり**



注2：減免割合 … 次のとおり

主たる生計維持者の 令和3年合計所得金額	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1,000万円以下
減免割合	100%	80%	60%	40%	20%

モデルケース1

夫・妻・子（1人） 3名とも国保加入世帯

※「前年」＝令和3年



夫：主たる生計維持者
前年給与収入 500万円
〔①所得 346万円〕



妻
前年給与収入 なし



子
前年給与収入 なし

②前年合計所得金額
346万円
③保険料 53万円

事業収入等が前年と比較して30%以上減少見込み

おもてページ「減免割合」



夫：主たる生計維持者
給与収入見込 260万円
〔所得 164万円〕

$③53万円 \times ①346万円 / ②346万円 \times 80\%$
＝減免金額 42万4千円

53万円－42万4千円
保険料 10万6千円

モデルケース2

夫・妻 擬制世帯（夫は社会保険）妻が国保加入

※「前年」＝令和3年



夫：主たる生計維持者
前年給与収入 500万円
〔①所得 346万円〕



妻
前年給与収入 150万円
〔所得 85万円〕

②前年合計所得金額
431万円
③保険料 14万円

事業収入等が前年と比較して30%以上減少見込み

おもてページ「減免割合」



夫：主たる生計維持者
給与収入見込 260万円
〔所得 164万円〕

$③14万円 \times ①346万円 / ②431万円 \times 80\%$
＝減免金額 8万9千円

14万円－8万9千円
保険料 5万1千円

申請に必要な書類

※減免申請には、別紙申請書のほかに、次の書類をご準備ください（すべて写しで可）。
※郵送でのお手続きの場合は、申請書と一緒に返信用封筒に入れて投函してください。
※窓口でのお手続きの場合は、市役所本庁舎2階、保険課1C窓口にお越しください。
※ご不明な点などがありましたらご連絡ください。

- ◇「対象となる世帯1」に該当する場合は、その旨お知らせください。

状況を聞き取り、必要な書類について説明させていただきます。

- ◇「対象となる世帯2」に該当すると思われる場合

No.	確認する内容	必要書類等	チェック
1	収入減少の原因が新型コロナウイルス感染症によることわかるもの	休業等の場合はその証明や通知文、チラシほか、申請者の状況に応じた関係書類等	
2	主たる生計維持者の事業収入等が、令和3年と比べて30%以上減少する見込み	(1) 令和3年の収入がわかるもの → 確定申告書、源泉徴収票、帳簿等 (2) 令和4年1月から申請時までの収入がわかるもの → 給与明細書、月報、帳簿等	
3	主たる生計維持者と、その世帯に属する国保加入者全員の令和3年の合計所得額	主たる生計維持者と、同じ世帯内の国保加入者全員の、令和3年の収入がわかるもの → 確定申告書、源泉徴収票、帳簿等	
4	主たる生計維持者の事業収入等で、減少見込みの事業収入等以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下	減少が見込まれる事業収入等以外の、令和3年の収入がわかるもの → 確定申告書、源泉徴収票、帳簿等	
5	事業等の廃止や失業	(1) 事業内容がわかるもの (2) 廃業の場合、その事実がわかる書類 (3) 失業の場合、離職票もしくは退職証明書など	

※非自発的失業者軽減制度に該当する場合は、減免対象になりません（給与収入以外の収入等の減少の場合を除く）。詳しくは、お問い合わせください。

※内容により、追加の書類や個別の聞き取りが必要になる場合があります。申請書には連絡の取れる電話番号を、必ず記入してください。

ご不明な点がございましたら、保険課保険料係までご連絡ください。 電話 0465(33)1834